

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 4 日

各都道府県過疎対策担当課 御中

総務省自治行政局過疎対策室

過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の
効率的な策定について

「令和 4 年地方分権に関する提案募集」において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域持続的発展方針（以下「過疎方針」という。）及び過疎地域持続的発展都道府県計画（以下「過疎計画」という。）に関する提案が寄せられ、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）が取りまとめられたところです。

提案内容及び対応方針に基づき、過疎方針及び過疎計画の効率的な策定について、以下のとおり通知いたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 過疎方針と過疎計画との一体的策定について

過疎方針と過疎計画については、以下の点に留意した上で、一体的策定が可能であること。

<留意点>

- ・過疎方針と過疎計画を一体的に策定する場合においても、過疎法第 7 条及び第 9 条に基づき、適切に策定すること。
- ・過疎方針と過疎計画を一体的に策定する場合には、文中に過疎計画の内容を含んでいることを明記することとし、過疎方針の別紙として位置づけること。
- ・過疎方針と過疎計画との一体的策定の有無にかかわらず、過疎法第 7 条第 4 項に基づく過疎方針の国との協議は必要である。なお、一体的策定の場合、国との協議は、過疎方針に相当する部分をもって行われるものであること。その際、表紙については、過疎方針とした上で協議すること。

2. その他

上記の記載については、過疎法の主務省庁である、総務省、農林水産省、国土交通省、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の担当部局と調整済みである。